

## 「第三ぎょれん丸」の法令違反について

6月11日（月）、本会の油槽船、「第三ぎょれん丸」が稚内港における重油荷積中に必要な赤旗掲載など、3点の法令違反により、海上保安庁から摘発されました。

弊会と致しましては、組織を挙げて法令遵守に努めてきたところではありますが、このたびの摘発は、直接環境汚染につながるものではないものの、極めて遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

今後、再発防止に向け、従前にも増して指導・管理体制の強化を図って参ります。